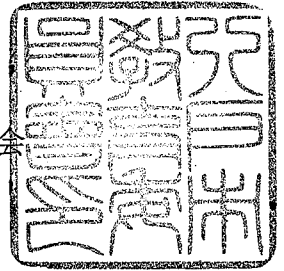


八教第 1350 号

平成 26 年 10 月 14 日

八戸市通学区域審議会 様

八戸市教育委員会



(仮称) 第二白山台小学校新設に伴う通学区域編成について (諮問)

(仮称) 第二白山台小学校の新設に伴う通学区域の新設及び白山台小学校の通学区域の一部変更について諮問いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

平成 26 年 11 月 20 日

八戸市教育委員会 様

八戸市通学区域審議会

会長 北向 幸



(仮称) 第二白山台小学校新設に伴う通学区域編成について (答申)

平成 26 年 10 月 14 日付け八教第 1350 号で諮問を受けた標記の件について、
下記のとおり結論を得たので答申いたします。

記

- 1 (仮称) 第二白山台小学校の通学区域については、西白山台町内、白山台市営住宅町内とする。
- 2 白山台小学校の通学区域については、白山台県営町内、東白山台町内、南白山台町内、北白山台町内、白山台中央町内とする。